

一、 不當解雇は今後共絶對に行はざること
 二、 退職手當は可及的速に増額すること
 三、 曩に定める如く昇給は可及的速に實行すること
 四、 二重勤務に對しては日給二日分と一日に付三分々増を
 して支給すること
 右の條々左記署名者同意を以て實施誓約の爲茲に覺書として
 二者に於て夫々交換候ものなり
 昭和九年九月九日
 小倉電氣軌道株式會社
 專務取締役 則末新治
 總同盟九州聯合會
 主 事 久保時造

財團 協調會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

一、 不當解雇は今後共絶對に行はざること
 二、 退職手當は可及的速に増額すること
 三、 曩に定める如く昇給は可及的速に實行すること
 四、 二重勤務に對しては日給二日分と一日に付三分々増を
 して支給すること
 右の條々左記署名者同意を以て實施誓約の爲茲に覺書として
 二者に於て夫々交換候ものなり
 昭和九年九月九日
 小倉電氣軌道株式會社
 專務取締役 則末新治
 總同盟九州聯合會
 主 事 久保時造